

独立行政法人農畜産業振興機構の東日本大震災への対応について

(平成23年8月1日現在)

独立行政法人農畜産業振興機構では、東日本大震災への対応として、次の取組を行っています。

1. 緊急対策の実施

東日本大震災による被災地域の配合飼料工場の操業停止を受け、畜産農家への配合飼料供給が途絶える事態となり、被災地域の畜産業に甚大な影響が懸念されることから、平成22年度の緊急対策として、北海道、九州等の配合飼料工場等から被災地域に配合飼料を緊急的に運搬する事業に対して、機構がその経費の一部を補助する配合飼料緊急運搬事業を実施しました。

- ・ 事業実施主体 : 全農ほか2団体
- ・ 補助額 : 5億1,300万円
- ・ 配合飼料輸送実績 : 93,489トン (3月11日~3月31日分)
(被災地域の配合飼料工場の再開等により4月中旬には需要量を充足)

2. 畜産業振興事業の実施

(1) 東日本大震災の発生を受け、畜産経営安定対策の特例措置として、平成23年4月13日に、宮城県、岩手県、福島県などの被災地域における平成23年度の畜産経営安定対策について、登録申込月齢の要件緩和、生産者の負担金免除などの特例措置を講じました。

- ア 肉用子牛生産者補給金制度
 - ・ 飼養開始月齢の要件を緩和 (2か月齢未満→5か月齢未満)
 - ・ 生産者負担金の納付期限を3か月間延長
- イ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業
 - ・ り災証明書の発行を受けた生産者の負担金を免除 (ただし、福島県の生産者については、り災証明書の発行を要件としない)
 - ・ 登録申込月齢の要件を緩和 (14か月齢未満→17か月齢未満)
 - ・ 生産者負担金の納付期限を2か月間延長
- ウ 養豚経営安定対策
 - ・ り災証明書の発行を受けた生産者の負担金を免除

- (2) 平成23年7月26日、農林水産省は、牛肉・稲わらから暫定規制値等を超えるセシウムが検出されている件に対する緊急の対応策を決定しました。これを受けて機構は、国産牛肉信頼回復対策及び肥育経営の支援対策を実施するとともに、支援のため、社団法人福島県畜産振興協会に職員を派遣したところです。

ア 国産牛肉信頼回復対策

- ・ 汚染稲わらを食べた牛の肉の流通在庫について、消費者の信頼を回復するため、検査の結果暫定規制値を上回ったものを、事業実施主体が買上げ、処分する取組を行う場合に、利子補給を実施
- ・ 流通段階で停滞している出荷制限に係る県産等の牛肉について、事業実施主体による保管経費を助成する場合に、利子補給を実施

イ 肥育経営の支援対策

(ア) 肉用牛肥育経営安定特別対策の運用改善

- ・ 7月分から毎月払いを実施（通常は四半期毎）
- ・ セシウム稲わら問題前の4～6月分について、前倒しして8月中旬に交付
- ・ 福島県に対し、4・5月分を分離し、さらに前倒しして7月に交付（7月29日に生産者に交付済）

(イ) 畜産団体の農家への立替払いへの支援

- ・ 事業実施主体が、対象県の肥育農家に対し、賠償請求額の一部（一頭当たり5万円）を立替払いする場合に、利子補給を実施

3. 情報の提供・発信

機構ホームページにおいて、農林水産省及び関係団体が発信する情報を紹介するとともに、

- (1) 食のメディア関係者に対し、「放射線物質と食料・農業」をテーマに各種情報を提供

「放射性物質と食料・農業」をテーマに「食品と放射線、放射性物質の基礎について」及び「放射性物質の影響と除染など今後の対応について」を専門家より情報提供（5月31日）

- (2) 機構が事務局を務める野菜需給協議会において、

- ① 市場に流通している野菜の安全性及び被災産地を中心とした国産野菜の消費拡大の取組などについて情報を発信（4月26日）

② 野菜需給協議会が発行している野菜情報誌ベジシャスにおいて、被災地で頑張っている野菜生産者を紹介

- ・ 第6号：栃木県のトマト生産者（6月8日発行）
- ・ 第7号：福島県のキュウリ生産者（7月11日発行）
- ・ 第8号：茨城県のピーマン生産者（8月上旬発行予定）

(3) 農林水産省が推進する、被災地産食品を積極的に消費することによって、産地の活力再生を通じた被災地の復興を応援するための取組「食べて応援しよう！」及び政府が後押しする「復興アクション」キャンペーンについて、機構のホームページに掲載するとともに、これら取組のロゴマークを機構発行の情報誌、事業関係チラシ・ポスター等に掲載するなどの積極的な取組

を行っています。